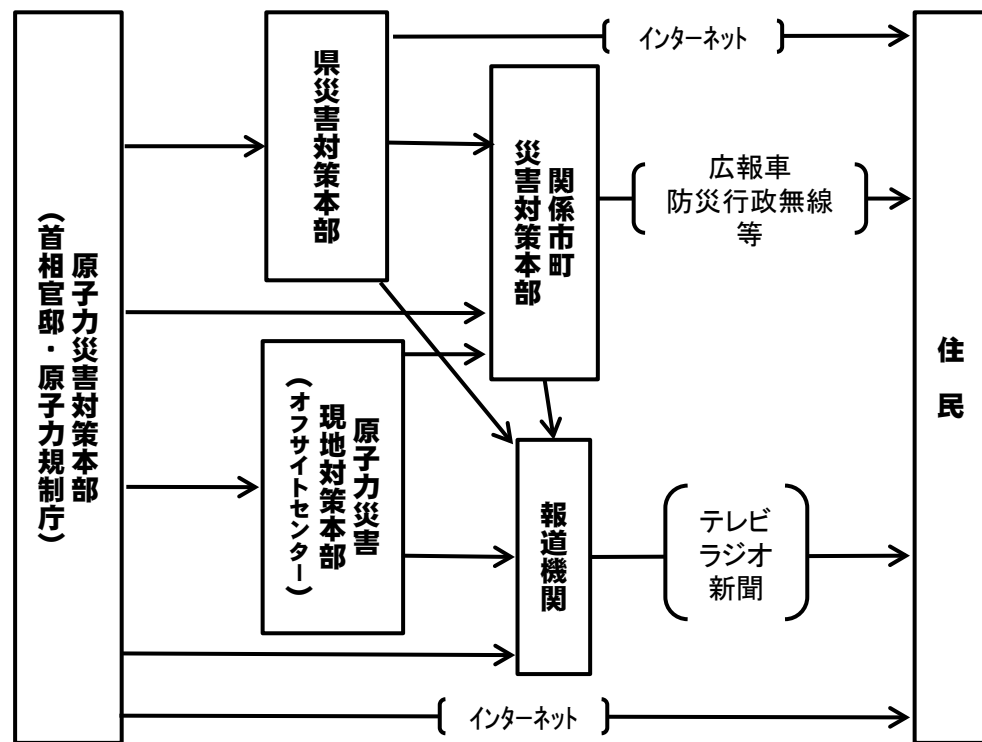


- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸(内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明)において実施。
- 現地での記者会見についてはオフサイトセンターにおいて実施。
- 必要に応じ、在日外国大使館等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて、本国政府や現地メディアへ情報提供。

## 【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域又は屋内退避区域

## 【情報発信のイメージ】



一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有

# 国、関係府県、関係市町による住民相談窓口の設置

- 国は、一般からの問合せに対するコールセンターを設置(原子力規制庁)。
- 関係府県及び関係市町は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口等を設置。
- オフサイトセンターでは、福井県、京都府、滋賀県及び関係市町の問合せ対応を支援。



## 住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域又は屋内退避区域
- ⑦被災企業等への援助・助成措置
- ⑧被災者からの損害賠償請求(関西電力)



### 3. PAZ圏内の施設敷地緊急事態 における対応

#### ＜対応のポイント＞

1. PAZ圏内小・中学校、保育所の児童等について、移動手段を確保し、避難を開始すること。
2. PAZ圏内の病院における入院患者及びPAZ圏内の社会福祉施設の入所者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の屋内退避施設へ移送すること。
3. 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の屋内退避施設へ移送すること。
4. 全面緊急事態に備えて、PAZ圏内の住民に避難準備を呼びかけると共に、一時集合場所・避難先の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

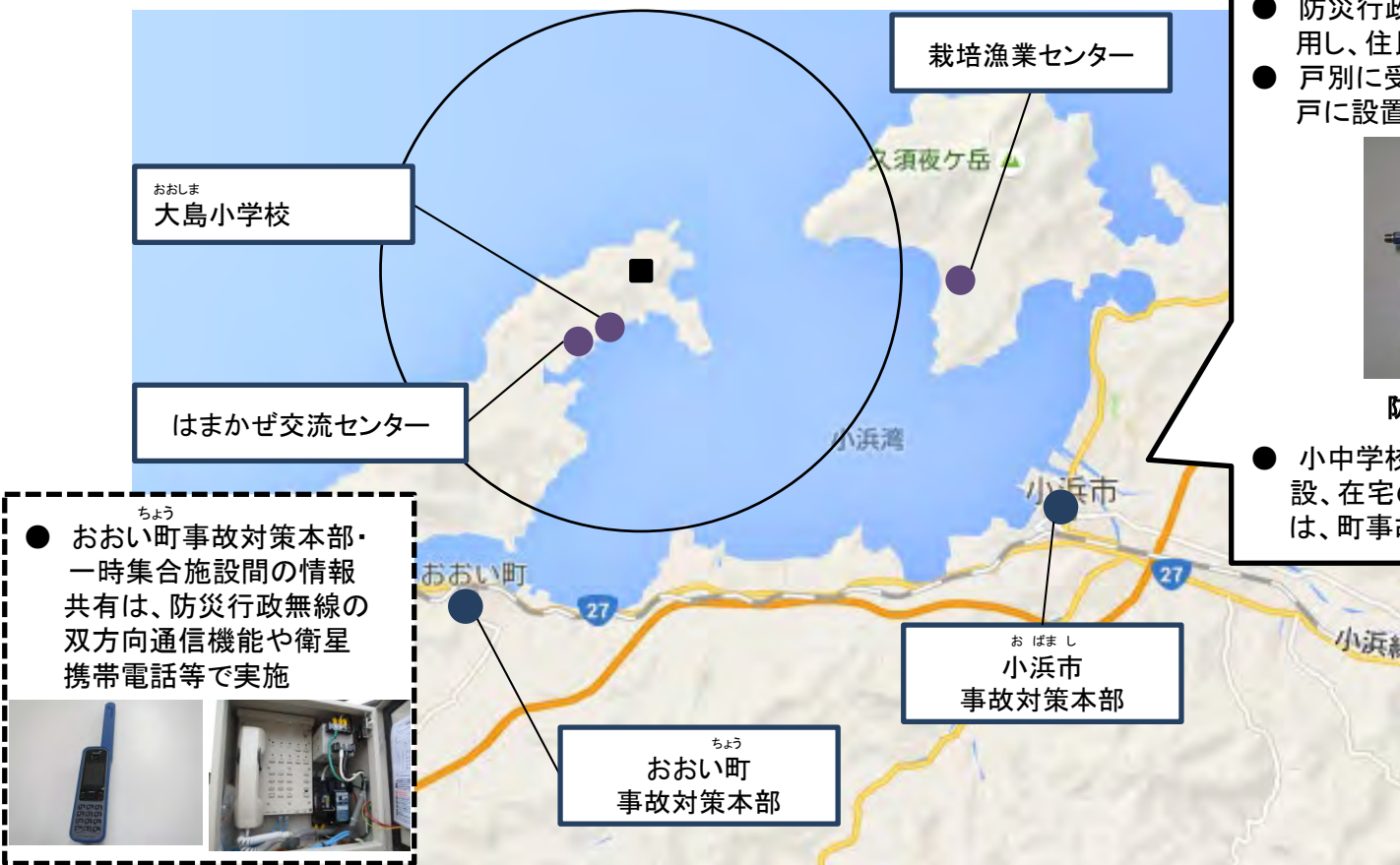
# 福井県、<sup>ちよう</sup>おおい町及び<sup>お ばまし</sup>小浜市における初動対応【P】

- 福井県は、警戒事態が発生した段階で福井県庁に県災害警戒本部、大飯原子力防災センターに県災害現地警戒本部を設置。県災害警戒本部に67名、県災害現地警戒本部に21名が参集。
- おおい町、小浜市は、警戒事態が発生した段階で市町の全職員を参集し、町役場、市役所に事故対策本部、大飯原子力防災センターに事故連絡室を設置。PAZ圏内の住民が避難のため集合する施設として、3ヶ所の一時集合施設を開設し、各々の施設に職員4名を派遣。
- 警戒事態になった場合、消防団によるPAZ圏内の避難行動要支援者への避難準備広報を行う。
- 警戒事態になった場合、福井県内のバス事業者等は、福井県、おおい町、小浜市の要請に備え、バスの配車準備を開始。おおい町、小浜市は、避難車両乗車要員としてバス1台につき職員1名を派遣。

各地区の一時集合施設(3ヶ所)、医療機関・社会福祉施設(xヶ所)、小中学校(xヶ所)、保育所(xヶ所)に避難用バスを配車準備



- PAZ圏内避難の対象となる3地区内の一時集合施設を拠点に、地区単位のコミュニティを活用した情報伝達を実施。
- 一時集合施設へ派遣された町の職員は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等によりおい町及び小浜市事故対策本部と情報を共有。各市町事故対策本部は、入手した情報を防災行政無線等で伝達。
- 小中学校、保育所、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者への情報伝達はおい町事故対策本部から実施。必要に応じ、自治会長等と協力し、情報伝達を行う。



- 防災行政無線やケーブルテレビ放送等を活用し、住民へ情報を伝達
- 戸別に受信可能な防災行政無線を町内全戸に設置



防災行政無線(戸別受信機)

- 小中学校・保育所、医療機関・社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、町事故対策本部が実施

● おおい町事故対策本部・一時集合施設間の情報共有は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等で実施

(凡例)  
● :一時集合施設

# PAZ圏内の学校・保育所の児童等の避難【P】

- PAZ圏内のxの小中学校の児童・生徒(xxx人)及びxの保育所の幼児(xxx人)は、警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者へ引き渡す。
- 施設敷地緊急事態になった時点で、保護者への引き渡しができない児童等は、職員とともに福井県おおい町又は小浜市が確保するバスで避難し、避難先において保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。

学校・保育所			
学校名	人数(人)		
	児童等	職員	合計
XX(XXXX)小学校	XX	XX	XX
XX(XXXX)中学校	XX	XX	XX
XX(XXXX)小学校	XX	XX	XX
XX(XXXX)小学校	XX	XX	XX
XX(XXXX)中学校	XX	XX	XX
小計	XX	XX	XX
XX(XXXX)保育所	XX	XX	XX
XX(XXXX)保育所	XX	XX	XX
XX(XXXX)保育所	XX	XX	XX
小計	XX	XX	XX
合計	XX	XX	XX

※児童等の人数については、平成xx年xx月xx日現在。

警戒事態

避難準備

児童等の  
引き渡し

保護者が児童等を引き取り

施設敷地緊急事態

引き渡しが出来なかった児童等と職員が共にバスで指定先施設に避難。

避難の準備

全面緊急事態

避難先施設

※保護者への引き渡しが出来なかった児童等は、避難先で保護者に引き渡し

避難の開始

- PAZ圏内の医療機関及び社会福祉施設( **xx施設xx人**)の全てについて、個別避難計画を策定済みであり、30km圏外の施設において、避難先を確保。
- 放射線防護対策が講じられた**xx病院**及び**xx施設**については、入所者等の避難に必要な体制が整うまで屋内退避を実施。
- **xxxx**の入所者については、受入施設の準備及び移動手段の確保が完了した時点で避難を開始。なお、避難により健康リスクが高まる者がいる場合、近傍の放射線防護対策施設に収容。
- 何らかの事情で、予め選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、福井県が受入先を調整。

**<PAZ圏内5施設の入所者等の避難の考え方>**

避難元施設

避難先施設

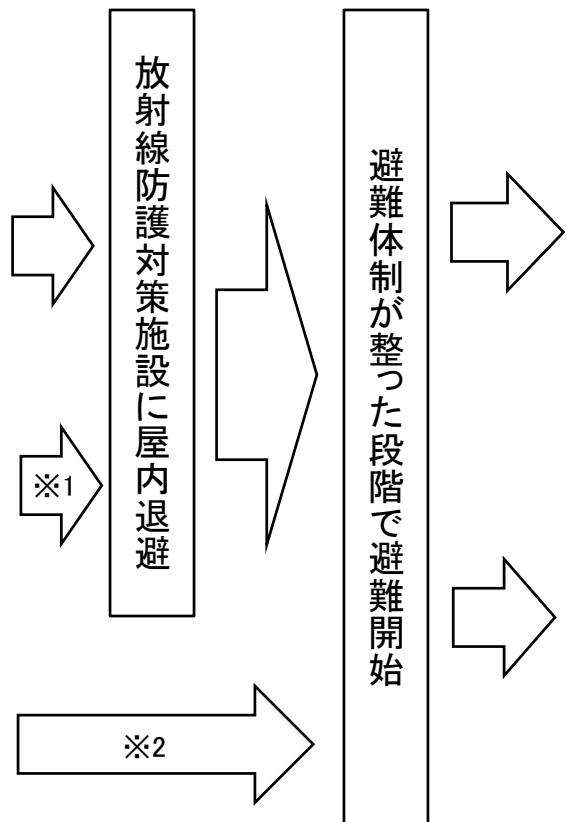
<放射線防護対策施設>

番号	施設種別	施設名	入所定員 病床数
1	病院	<b>xx病院</b>	<b>xx</b>
2	介護老人 保健施設	<b>xx施設</b>	<b>xx</b>

計 **xx人(職員数xx人)**

番号	施設種別	施設名	入所定員 病床数
3	有料老人ホーム	<b>xx</b>	<b>xx</b>
4	生活支援ハウス	<b>xx</b>	<b>xx</b>
5	共同生活援助	<b>xx</b>	<b>xx</b>

計 **xx人(職員数 xx人)**



施設種別	施設名
病院	<b>xx病院 (xx市)</b>
	<b>xx (xx市)</b>
介護老人 保健施設	<b>xx (xx市)</b>
	<b>xx (xx市)</b>
	<b>xx (xx市)</b>

施設種別	施設名
介護老人 福祉施設	<b>xx (xx市)</b>
障害者 支援施設	<b>xx (xx市)</b>

※1 避難により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で近傍の放射線防護対策施設へ移動  
 ※2 避難に必要な体制が整うまで自施設に屋内退避を実施し、その後あらかじめ定められた避難先施設へ避難

- おおい町及び小浜市では、在宅の避難行動要支援者xxx人全ての者について、避難先は決定済みであり、要支援者台帳を整理の上、家族、近隣住民等の協力を得て、避難時の支援者がいることを確認。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者等の車両又はバスで避難先へ移動。
- 避難により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の屋内退避施設へ移動。

